

資料3 放送番組の編集の基準

前 文

敦賀FM放送株式会社（以下「当会社」という）は、敦賀市の住民の生活に密着したコミュニティFM放送局として、公共の福祉、文化の向上、産業経済の繁栄に貢献することを使命とする。

当会社は、公共の福祉増進の立場から、常に品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正を貫き、番組の調和に努め、広告、宣伝の真実に徹して、新しい地域文化の創造を目指すことを構想の基本とする。

当会社は、このため聴取者と番組提供者の理解と協力の下に、次に掲げる基本方針、番組、広告の基準を定め、すべての放送番組及び広告の企画、制作実施にあたって、これを守ることをとする。

1、基 本 方 針

この基本方針はすべての放送番組及び広告に適用される。

- 1) 人種、民族、国民、国情に関する資料は特に客観的で権威あるものを使用する
- 2) 個人、団体、職業、産業に対する中傷的言句、名誉を傷つけるような内容または表現を避ける
- 3) 国民生活に重大な影響を及ぼす社会公共問題については慎重を期し、意見が対立しているときは、公平に取り扱い、その出所を明らかにする
- 4) 人心に不当な動揺や不安を与えるような内容または表現を避ける
- 5) 特に、経済界に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う
- 6) 法律や社会正義に背く行為に共感を起こさせたり、或いは他人に模倣の意欲を起こさせたりするような取り扱いをしない
- 7) 公の秩序や善良の風俗に反する行為、習慣を是認するような取り扱いをしない
- 8) 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない
- 9) 政治に関しては、不偏不党、公正に取り扱う
- 10) 宗教に関しては、信仰の自由を尊重し、各宗派の立場を重んじ公正に取り扱う

2、番組基準

この基準は、下記の各番組相互間の調和と適正を保つものとし、特に守るべき事項を示す。

(1) 報道番組

報道番組とは、時事に関する速報、説明または意見を直接取り扱う番組をいう。

- ①ニュース及びニュース解説は、すべての干渉を排し、事実を客観的かつ正確、公平に取り扱う
- ②ニュースの表現は、残虐、悲惨等の感情を極端に刺激しないように注意する
- ③ニュース及びニュース解説、実況中継は、不当に宣伝に利用されないよう特に注意する
- ④ニュースの中で意見を取り扱う時は、事実を意見を厳密に区別する
- ⑤ニュースの解説は、ニュースと厳密に区別し、解説者の氏名を明らかにする
- ⑥ニュースの誤報は、速やかに取り消し、または訂正する

(2) 教育番組

教育番組とは、学校教育または社会教育のための番組をいう。

- ①教育番組は、その放送の対象とするものが明確で、内容はそのものに有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにする
- ②教育番組は、その放送の計画及び内容を、予め公衆が知る事が出来るようにする
- ③教育番組で学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること
- ④教育番組は、広く各界の意見を聞き、聴取者の特性を生かして、教育的効果を発揮するものとする
- ⑤学術研究など専門的事項に関しては、その番組基準の諸規定に関わらず、良識に基づいて具体的または詳細に扱うことが出来るものとする
- ⑥学校向けの教育番組には、学校教育の妨げになると認められる広告を含めない

(3) 教養番組

教養番組とは、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

- ①番組内容の一部や引例が適切でないため、制作意図に反して、聴取者に好ましくない印象を与えることのないように注意する
- ②社会に悪影響を及ぼす模倣を容易に誘発しないように注意する
- ③宗教番組では、他宗、他派を誹謗しない

(4) 娯楽番組

娯楽番組とは、健全な慰安を提供して、生活内容を豊かにする番組をいう

- ①不快な感じを与えるような下品、卑猥な表現や言葉は使わない
- ②方言を使う時には、不快な感じを与えないように注意する
- ③不具、疾病、白痴等、肉体的、精神的欠陥に悩む人々の感情を刺激しないよう注意する
- ④犯罪の手口を明示または解説するときは、故意に犯罪を魅力的に表現したり、模倣の意欲を喚起するような描写はしない
- ⑤凶器の使用についての表現はなるべく少なくし、模倣の動機を与えないように努める
- ⑥犯罪容疑者の逮捕、尋問方法及び訴訟の手続きや法廷の描写などを正しく表現する
- ⑦殺人、拷問、暴力、死刑等の残虐行状、その他の肉体的、精神的苦痛を誇大または刺激的に表現しない
- ⑧女性及び児童の虐待、または人身売買を是認するような表現又はその詳細な描写は避ける
- ⑨麻薬及び覚醒剤の使用は、医療及び悪例としての表現以外は避ける
- ⑩心中、自殺、その他人命を軽視する言動を是認するような取り扱いはしない。古典又は芸術作品についても慎重を期する。
- ⑪性犯罪、変態性欲などの取り扱いは避ける
- ⑫性心理に関する描写または表現は、性に未成熟な聴取者を考慮して慎重に取り扱う
- ⑬肉体描写、寝室描写など官能的な素材を扱うときには、刺激的な表現を避ける
- ⑭聴取者参加番組については、参加の機会を均等にし、広く聴取者一般に及ぶように努める
- ⑮聴取者参加番組の審査は、出演者の技能に応じて公正を期する

3、広 告 基 準

この基準は、特に広告放送に適用される

(1) 広告放送の明示

広告放送は、コマーシャル・メッセージまたは、放送局の告知によって、広告であることを明らかにする

(2) コマーシャル・メッセージの定義

コマーシャル・メッセージとは、直接、間接に広告主の名称、商品、商品名、サービス名、商標、標語などを聴覚的に提示して聴取者の注意を引こうとするもの

(3) コマーシャル・メッセージの責任

コマーシャル・メッセージはすべて真実を伝、誠実を守ると共に、関係法令に従い、責任を負えうるものとする。

(4) 番組との調和

コマーシャル・メッセージはその種類に応じ、番組の聴取効果を考慮して番組の内容とよく調和するように努める。

(5) 広告の取り扱い

次に掲げるものは取り扱わない。

- ①事実の有無を問わず、他を誹謗し、または排斥中傷するもの
- ②事実を誇張して、聴取者に過大評価されるもの
- ③聴取者に嫌悪の感を与えるおそれのあるもの
- ④責任の所在が不明なもの、暗号と認められるもの
- ⑤ニュースの内容を変えたり、否定したりするもの
- ⑥ニュース及び解説の内容と著しく調和を欠くもの
- ⑦迷信を肯定したり、科学を否定したりするもの
- ⑧私設の結婚媒介業、私的通信クラブ、無認可の職業紹介機関
- ⑨特定の対象に呼びかける通信、通知及びこれに類似するもので、内容がその対象だけに

関係あるもの(電波法、公衆電気通信法に触れるもの)ただし、人命その他社会的影響のある場合をのぞく

- ⑩金融関係法令に定められていない金融業、利殖業に類するもの
- ⑪係争中の問題に関する一方的説明
- ⑫商品、サービス内容がいかかわしいもの
- ⑬秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として、一般的に不適当と認められるもの

(6) 取り扱い上特に注意する広告

次に掲げるものは、取り扱い上特に注意する。

- ① 医療品、化粧品及び保険のコマーシャル・メッセージで「薬事法」「医療法」及び「保険募集の取締に関する法律」に触れるおそれがあるもの
- ② 疾病に伴う苦痛または病的場面を、言葉や音響などで不快に描写または劇化しているもの
- ③ ある薬品を使えば全治するという主張や「安全だ」「危険がない」「無害である」またはそれらに類似する意味の言葉の使用
- ④ 聴取者を、自ら重病にかかっていると信じさせるような病状の描写
- ⑤ 食料品のコマーシャル・メッセージで「食品衛生法」などに触れるおそれのあるもの。
特に栄養効果などについて誇張や虚偽にあたるおそれがあるもの
- ⑥ 正当でない方法で入手した証言、実際に使用した者の見解でない証言、無記名の証言
- ⑦ 占い、心霊術、骨相、手相等の鑑定等に関するもの
- ⑧ 寄附金の募集
- ⑨ 聴取者が景品または贈呈品の価値を誇大に受け取るような表現
- ⑩ 過度に児童の射幸心や購買心をそそるような表現
- ⑪ 教育施設または教育事業のコマーシャル・メッセージで進学・就職などの利便についての誇張のおそれがあるもの
- ⑫ アマチュア・スポーツ団体の規定に触れるおそれのあるもの
- ⑬ 風紀上いかかわしいと認められるもの

〔備考〕

商業番組またはスポット・アナウンスメント放送時間については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。その他原則として日本民間放送連盟の放送基準による。

なお、この放送番組の編成基準は、社内に掲示して一般に周知させるものとする。